

## 整武隊訴訟事件

広 田 暢 久

### はじめに

明治二年から三年にかけて惹起した長州藩脱隊騒動に関する研究は、これまでに数編の論文が発表され、その実態がかなり明らかにされている。<sup>①</sup>しかしながら、その必要性がなかったのではあるが、脱隊兵が騒動後どのような生活をし、またどのような社会状態に置かれていたかということに言及した論文は皆無であった。明治政府の手により憲法が公布され、長州藩出身者による藩閥内閣が次々に生まれる時代となっても、誰もが彼等脱隊兵はそれら長州藩の榮光とは何のかかわりもなく、この山口県内の一隅で静かにひっそりと生活しているものと考えていた。国木田独歩の小説に登場する「富岡先生」は、富永有隣<sup>②</sup>をモデルにしているといわれているが、私達はこの富岡先生の毒舌孤高の姿に、わずかに脱隊兵の末路を伺い知るのみであった。

私は昨年来、毛利家の編纂事業史を調べている。今年の紀要第4号には「其の二」を掲載する予定で、毛利家の明治二、三十年代の事柄を調べていたところ、この年代に毛利家では大変な難事件ととりくんできたことが分った。この大変な難事件というのが「整武隊訴訟事件」である。毛利家の諸記録から推察するに、この事件ほど毛利家が総力をあげてとりくんできた事件は、空前絶後ではないかと思われる。なにせ、明治三十年代の前半と後半に、東京と山口で再度にわたる民事裁判が行なわれ、その間よくは分らないが数十人以上の元整武隊員が防府の毛利邸に集団陳情を行なっているし、また中央の新聞も再度にわたり「毛利家の不正」として大きくとり上げた事件であるからだ。この訴訟事件の主役が脱隊兵であった。この事件を知ることにより、脱隊兵はこれまで私や世の大方の人が想像していたように、先非を悔いてひっそりと暮っていたのではなかった。彼等は強固な組織をつくり、怨念とでも称すべき執念をもやし、その後四十年間にわたって毛利家と闘い続けたのであった。このことは私を驚愕させ、また深く考えさせるものがあった。

明治三十五年十二月、東京訴訟事件の記録をまとめた毛利家編輯所員の時山弥八は、その記録の末尾に「一時新聞紙上其他ニ抛リ世人ヲ誤ランメタル事件モ、以上ノ如キ公明正大ナル判決ヲ得テ、毛利家ハ全ク冤ヲ天下ニ濺グラ得タルト同時、田中哲雄等（原告の整武隊脱隊兵）モ亦一種ノ憐ムベキモノアリ、彼等或ハ貧困ノ余リカ、將又或ル教唆者ノ為メニカ、斯カル虚構付会ノ論ヲナシ、一身ヲ犠牲トシ遂ニ法廷ヲ煩ワセシモ、事效ニ至リテハ亦悔悟スル所ナカラザランヤ」と書いて、毛利家の勝訴を喜ぶとともに、敗訴した隊士に対して同情を示している。これは時山の記録者としての第三者的立場を忘れた感情的な発言であると私には感じられるが、この記録をまとめる時に、時山をしてこのような発言をさせる何かが、敗訴者の整武隊脱隊兵にあったことの証明であらう。

注 ① これまでの研究としては、原口清「長州藩諸隊の叛

乱」（明治政権の確立過程所収）、関順也「藩政改革と明

治維新」、田中彰「明治絶対主義政権成立の一過程」（歴史評論75所収）、田中彰「明治国家形成過程の研究」、樹下明紀「脱隊騒動に関する一考察」（山口県地方史研究24所収）、石川卓美「山口県政史上」

監獄生活の後明治十七年釈放。その後熊毛郡城南村で家塾を開く。明治三十三年没。

② 明倫館で学び、のち吉田松陰と相知り松下村塾で共に教える。松陰死後吉敷郡秋穂で家塾を開く。維新戦では鋭武隊の長官として活躍したが、脱隊騒動時はその指導者となり、敗北により土佐に逃亡するがやがて捕えられ

③ 明治三年出生。早稲田専門学校史学科に学び、明治二十八年毛利家編輯所に入りのちに記録課長となる。その間「旧長藩殉難者名録」「もりのしげり」を出版。昭和十三年没。

④ 毛利家文庫諸省憲整武隊訴訟一件録。

## 一 脱隊騒動と賞典分与

整武隊訴訟事件を理解するためには、脱隊騒動の概略を知る必要がある。前書きで述べたように、脱隊騒動についてはこれまでかなりの研究がなされているので、これらの研究からその要点を述べることにする。

一、この騒動の生じた時代は、明治二年秋から三年の春にかけての事件である。

二、騒動の原因は、戊辰戦争で勝利したことにより意気軒昂たる諸隊を解散し、明治政府の命令による常備軍を創設したことにあった。人選が進められるにつれて、常備軍に編入される者は、諸隊の中でも藩士隊の干城隊が主として採用され、諸隊では士官であった旧藩士が多く登用されることが明らかとなった。このため農商出身の諸隊士は憤激して脱隊し、彼等の要求を藩府に突きつけた。この要求は左の通りである。

① 不正な隊長の罷免（この要求が実現すれば常備軍編成は不可能となる）。

脱隊諸隊員出身階級分析

出身分	奇兵	銳武	振武	遊撃	健武	整武	計	%
士卒	39	9	18	11	6	32	115	9.4
陪臣	67	27	27	16	13	55	205	16.8
農民	116	104	73	143	73	104	613	50.1
町人	14	2	31	8	4	23	82	6.7
社寺	12	2	3	8	10	18	53	4.3
其他	0	0	1	3	3	1	8	0.7
不明	10	27	49	14	5	42	147	12.0
計	258	171	202	203	114	275	1,223	100

(注) 脱隊兵1,223人は「脱隊人名控」より。出身階級は毛利文庫史料から作成。樹下明紀「脱隊騒動に関する一考察」より〈山口県地方史研究第24号〉

誌の原文を抜粋して掲げておく。

(其の一)

②賞典の即時支給。(脱隊諸隊士の切実な要求であり、このことが整武隊訴訟事件の遠因となる)。

三、藩府は脱隊兵に対し、当初は話し合いにより解決しようとしたが、やがて和解の見込みなしと判断し、木戸孝允が編成した常備軍を中心とする討伐軍により、激戦の末に鎮圧した。

四、脱隊兵の多くは農商の出身者で構成され、士籍の者であっても陪臣が多かった。総数は約千五百名といわれ、整武隊員が諸隊の中では一番多かった。

上図は樹下明紀氏作成による「脱隊諸隊出身階級分析」表であるが、この表から判明することは、脱隊兵の多くが正規の藩士外であることである。従って、常備軍に編入されなかった庶民出身兵の憤激が、この騒動の原因であったことを読みとることが出来る。

では、脱隊兵が即時支給を要求した「賞典」とはどのようなものであったのか。これは後述する訴訟事件で記載内容が問題となるため、太政官日

毛利宰相中将  
毛利少将  
(敬親)  
(元徳)

一 積年勤王ノ称主トナリ、精忠不屈、大義ヲ以テ皇運ヲ一方ニ維持シ、戊辰ノ春、伏見ノ一戦ニ大ニ賊胆を破リ、天下人心ノ方  
向ヲ決シ、統テ大兵ヲ東北ノ諸道ニ出シ、毎戦取捷、竟ニ今日平定ノ偉功ヲ奏シ、奉安宸襟候段、洵ニ国家ノ柱石ト被思召、  
叙感不斜、仍為其賞、官位昇進禄拾万石下賜候事

任権大納言  
叙従二位

毛利宰相中将

右宣下候事

任参議  
叙従一位

毛利少将

右宣下候事

明治二年六月二日

(其の一)

方流賊騷張、汝有衆建節宣威、艱苦尽瘁、克靖北疆、朕嘉獎之、乃頒賜以酬有功、汝有衆懋哉

明治二年己巳九月十四日

毛利従三位広封  
(元徳)

○ 戊辰ノ冬、流賊北辺ヲ擾乱スルニ方リ、羽州ニ在ルノ兵、奥羽総督ノ命ヲ蒙リ、直ニ進テ青森ニ至リ、己巳ノ夏蝦地ニ入り、  
各所奪戦、屢賊鋒ヲ碎キ、竟ニ函館ノ巢窟ヲ拔、平定ノ功ヲ奏候段、叙感不斜、仍為其賞高式方五千石、三ヶ年ノ間下賜候事

(其の二)

○ 其藩丁卯艦、己巳ノ春、流賊追討ノ命ヲ奉シ、賊ト奥海ニ戦ヒ、進テ蝦地ヲ衝キ、遂ニ函館ノ巢窟ニ迫リ、功戦ヲ遂候段、叙

感被為在、仍為其賞高千石、三ヶ年ノ間下賜候条、艦長ヲ始夫々可分与事

毛利従三位広封

「其の一」の史料から分ることは、毛利家が多年勤王に尽し、伏見の戦や東北平定の功により、藩主の官位昇進と、永世禄十万石が下賜されたことである。「其の二」では、青森・函館戦の功により二万五千石が三カ年下賜された。「其の三」では、奥州・函館の戦いにおける丁卯鑑の功績により、千石が三カ年下賜され、その分与が規定されている。

明治二年、朝廷からの賞典下賜とともに、毛利家では戦功のある諸隊士にその分配を開始した。その配分の基準は次のようなものであった。

(1) 永世禄十万石のうち、戦功のある諸隊士に分配した額は約一万石（又は一万五千石）であり、そのうちの半分の五千石は山口藩学校へ寄付し、残りの五千石を諸隊士に分配した。

(2) 諸隊士への分配は、戦功に応じて高低をもうけた。具体的にいえば、整武隊の総督は毎年三十両を一代にわたり支給されることになったが、多くの兵士は米二石七斗が三十年間支給されるのが通例であった。

(3) 海軍に対する合計三千石は、全額戦功に応じて分配された。

この賞典分与の最中に、脱隊騒動が発生した。これは藩当局が賞典分与額の決定権を、諸隊の長官に一任したことによる。従って、隊長の戦功書に記入する内容により、賞典額が決定することになった。そこで、隊長に対する不信の強かった遊撃隊が、隊長の弾劾を決議した。そのため遊撃隊全員が常備軍の対象から外されたことにより、不信が全諸隊に広がり、脱隊騒動に発展する。この経過を考察する必要がある。即ち、脱隊騒動は常備軍創設に関する不満からのみ生じたものではなく、賞典の公平な分配要求とがからみあって発生したものとみることが、その原因を正しく理解することになるだろう。藩府は脱隊騒動に直面して、急ぎ賞典の支給を決定したが、脱隊兵に対する賞典支給には次の措置をとった。

(1) 騒動の途中で藩府に帰順した者に対しては、賞典は没収するけれど賞典相当額を救助米として支給する。ただし、士籍は剝奪し、旧籍への帰入を命ずる（農商出身者が諸隊士として獲得した士分格を取り上げもとの身分へ戻すこと）。こうして支給された救助米を古救助米といつて、整武隊士では百七人が支給されている。

(2) 騒動平定後の帰順者に対しては賞典を没収し、同年限りの救助米を支給して旧籍への帰入を命ずる。しかし、この者達へは明治七年に救済の方法を講じ、救助申請者には救助米を同年から支給した。この救助米を新救助米と称し、整武隊士では百十二人がこの恩典を受けた。

(3) 主謀者や未帰順者の賞典は没収し、旧籍帰入を命ずる。

注 ① 前述したように多くの研究論文があるが、事件の事実

経過は末松謙澄著「防長回天史」の記述が一番くわしいので、ここはそれによった。

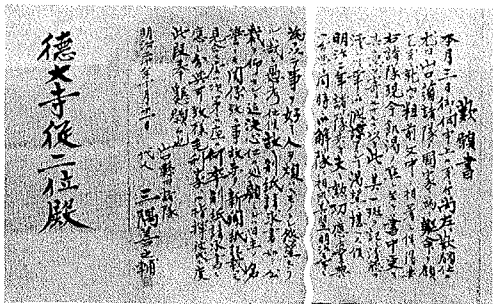
② この二つの要求は田中彰著「未完の明治維新」から要約。

③ 毛利家文庫賞典六番御賞典分与一件。県下士族の子弟を大学に進学させるための大学予備校であった。

## 二 脱隊兵の歎願運動

明治二十年、徳大寺実則宛に一通の歎願書<sup>①</sup>が届けられたが、差出人は山口県旧諸隊代人三隅善之助であった。徳大寺は脱隊騒動時の朝廷派遣の宣撫使であったため、脱隊関係の賞典分与歎願者は、とっておきの手段として徳大寺にまで歎願の手を伸したのであった。この歎願書の要旨は次のようなものである。

(1) 我々は明治十七年来毛利家に対して歎願を続けているが、いまだ一顧だにされないため、遂に閣下の公裁を仰ぐためこの書を提出するものである。



徳大寺宛三隅善之助の再度の歎願書

(2)我々は維新当時、国家の為に生命を抛ち働いたものであるが、現在は飢渴にあえいでいる。

(3)その原因は、明治二年に賞典が勲功によって分与されたが、二、三の長官の煽誘によって我々は内訌に組し、賞典が没収された。

(4)その後救助米が下付されることになり、我々は申請したが、毛利家の賞典事務所の不公平な取扱により、いまだに下付されていない。

(5)我々はこの毛利家の不正をやがて天下に公表するつもりであるが、その前に閣下に衷情を訴えて配慮を期待するものである。もし聞き届けられなければ、さらに総理大臣に歎願する予定である。

確かに、毛利家では三隅等の歎願書を受け取りながら、それに対して何の回答もしていなかった。しかし、だからといって何もしなかったのではなく、防府の毛利家事務所において、賞典遺漏者の悉皆調査を行っていた。その結果、脱隊関係者で新救助米に不満を持っている者二百五名、遺漏者が約二十名いることが分っていた。だが、三隅等に回答しなかったのは、彼等の毛利家に対する請求が次のようなものだったからである。

- (1)賞典遺漏者には明治三年にさかのぼり、二石七斗の救助米を支給せよ。
- (2)新救助米支給者には、古救助米との差額の五カ年分を支給せよ。
- (3)負傷者に対しては終身救助米を支給せよ。

もし、毛利家がこの三つの条件の一つでも要求に応ずると、毛利家の賞典支給の根本精神が崩壊する。例えば第一

項の「賞典遺漏者に賞典支給を」という一見もつともな要求に応じたとなると、脱隊騒動の主犯を無罪とすることに。なぜならば、毛利家からみれば賞典遺漏者という者は存在しないのであって、彼等は賞典を剝奪された者達なのである。脱隊騒動という毛利家に対する犯罪行為が行なわれた以上、主謀者を罰することは至当なことであり、このような要求を受け入れることは犯罪者を免罪にすることになる。従って、毛利家として承認できることではなかった。また二、三項の新旧救助米の格差を是正するか、負傷者に対する終身救助米の支給は、全員無罪主義に通ずることとなるばかりか、毛利家自身が処罰の非を認めたことにさえる。毛利家の立場とすれば、三隅の歎願をあくまでも無視し続けたのは、理の当然であった。

だが、脱隊兵には、賞典支給に差別のあることは毛利家の不公平の結果であり、このことは彼等にとっては死活の問題であった。徳大寺には再度歎願しても回答が得られなかったので、遂に黒田内閣総理大臣宛に歎願書を提出した。黒田は「このような歎願書が当方に来た」としてその写しを毛利家へ送付した。まことに事務的な処理であった。このように、政府の要路に歎願書を提出して斡旋を依頼したが、なんの反響もなかったため、怒った三隅は与論を喚起する以外に手段はないと判断し、窮状を新聞社に訴えた。

明治二十一年十一月四日、東京の朝野新聞は「毛利家に係る賞典請求事件」としてこのことを取り上げ、大きく報道した。その要旨は「毛利家では維新の功による賞典下賜者が多数いた。しかし、一時の行き違いによって暴動事件が発生したが、罪を悟って帰順した者が千三百名位いた。朝廷はこの罪を許して扶持米を遣すようにとの達が出されたが、藩知事はこれを取上げず、賞典の支給を打ち切った。このため三隅氏は一同の委任を受けて上京し、賞典が支給されるように奔走中である。国元では不具廢疾者が貧窮にあえいでいる。」というものであった。

右のように、三隅は当時としてはこれ以上の運動の方法はないと思われる程広く働きかけ、脱隊兵の賞典支給実現

のために努力した。しかし、三隅の努力にもかかわらず、この運動には一つの限界があった。それは脱隊騒動という一つの政治的な事件を起した者には、賞典分与において差別されることは当然だとする考えであった。だから、脱隊兵が現在いかに貧困にあえいでいるかを訴えても、脱隊兵ならば仕方があるまいと判断されることを克服することが出来なかった。ただ朝野新聞のように「違勅」としてこの不合理性をつくることは出来たが、これとても賞典が脱隊兵に直接下賜されたものであることを実証出来なければ、説得力を持ち得なかった。従って、このような限界を乗り越える道理ある説明が可能とならなければ、彼等の生活がいかに窮迫しても、次の新しい運動へとは発展しなかった。

注 ① 毛利家文庫三賞罰三番旧諸隊総代三隅善之助賞典分  
与請求関係書類。  
② 黒田は薩藩出身であったため、本来ならそのままに  
ぎりつぶしたのであろうが、後難をさけるために送付し  
たと考えられる。  
③④ 史料は①と同じ。

### 三 六合会の結成と徳山藩兵問題

明治二十年代も後半に入ると、脱隊兵の毛利家に対する賞典分与の陳情や請願が再び増加して来た。当時の記録をみると、一年間に二十件もの申請書が提出されている。また、毛利家の家令や家政協議人が東京から帰県すると、萩・山口・防府とどこでもその宿舎に脱隊兵が押しかけて来て面会を申し入れ、賞典支給について哀訴歎願するのが常となった。しかし、この歎願者の態度は、明治二十年時点とは大きく異なっていた。二十年時にはおすおすと「私が脱隊騒動に参加したために賞典が没収されたが、生活が苦しいので支給してほしい」という哀願調であったが、二十年時点では「我々が当然の権利として受領しなければならぬ賞典を、毛利家はなぜ支給しないのか」という詰問調にかわった。この変化は、明治二十三年に公布された旧民法の一部施行と関係があると考えられる。この民法の施行

により、法律的に財産権が認められた。賞典は民法上の財産に当るものであり、これを分与しないことは、財産の横領罪に当ると脱隊兵が認識しはじめた結果であろう。

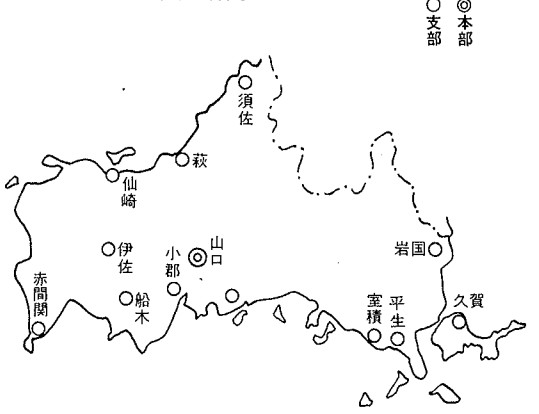
毛利家においても、この脱隊兵の動向の変化に注目し、その実情の把握に努めた。明治二十七年、防府の毛利邸から東京の本邸に提出された報告書に、次のようなものがある。

#### 六合会事情

- 一、この会は山口に本部があり、本部詰として常時六、七名の者がいるが、この中には特に目立つ人物はいない。しかし支部にはかなり名の通った人物もいるということである。
- 二、毎月一回山口の本部で集会を開き、対策を協議している。
- 三、支部は下図のように県内十二カ所にある。
- 四、連判人数は七百六十名位で、毎月十銭の積立金を醸出している。
- 五、現在三名の者が上京して運動中であるが、そのうち一名の旅費は積立金から支出した正式な代表で、残りの二名は寄付金を別途に集めて上京した者である。
- 六、彼等がいうには、諸隊の旧長官も彼等を応援しているということであるが、不審な点があり真偽を旧長官に照会中である。

この報告書から判明することは、六合会という組織が結成され、賞典支給運動の中核としての役割りを果していることである。この会がなぜ六合会と呼ばれているかという点、当初六合会を持ち寄って運動資金

六合会組織表



としたからであるという。本会は本部に常駐の役員を置き、常に一人は上京させて運動に従事させており、会員数七六〇人といえば、当時としてはかなり大きな組織であった。従って、会員は脱隊兵だけではなく、賞典に不満を持つ一般隊員も加入していたのではないかと想像されるが、中心的な役割りは脱隊兵が握っていて、しかも整武隊関係者であったと考えられる。

このように、六合会の代表者が上京して各方面に運動しているとすれば、毛利家としても対応策を考慮する必要がある。会員と思われる者の陳情書には、朝廷から毛利家に賞典が下賜された実情にふれながら、横領罪を言外におわせることによって分与をせまるものもあった。また上京の代表者の中には、毛利家が分与を首肯しないなら民法による訴訟を考えていると表明する者もいた。毛利家では最悪の事態、即ち提訴された場合に備え、東京で有名な弁護士である江木衷と松岡康雄に依頼し、鑑定書を作成したが、これは明治二十六年十二月のことである。両鑑定書を要約すると次のようなものであった。

#### 江木鑑定書

- 一、賞典は毛利家に下賜されたものであり、海陸軍の功績は毛利家の功労である。
- 二、権利関係は朝廷と毛利家の間に止まり、家臣は局外者である。
- 三、従って恩賜の金円は毛利家の専断するところである。
- 四、知事(毛利元徳)には犯罪の処分権があり、この行使として賞典没収を行なったが、このことは私人間の贈与契約とは異なるものである。

#### 松岡鑑定書

- 一、賞典没収は藩知事なる地方官の資格で行なつたものであり、一私人の資格ではない。

二、従って賞典の請求を、私的契約違反として毛利家に対して行なうことは不当である。  
右のように、毛利家は賞典請求者に対し、何の考慮も払う必要はないと両弁護士は断定した。

明治二十七年、元陸軍少佐で上京中の立野明貞から品川弥二郎に宛て一通の書状が届けられた。立野は書中に「私は整武隊員に賞典支給のために運動中である。山田顕義伯は隊員の賞典分与未済者に対し、皆済方を堅く約束されたが、それを果さないまま死去された。私は困窮隊員救助のために現在奔走中であり、未済方の支給を毛利家に要請しているが回答がないため、貴下に斡旋を依頼したい」と述べていた。品川は立野をよく知っていたので、このことを毛利家に伝え、善処を要望した。毛利家では審議の末に、

- (1)この金は立野の上京に要した旅費として支給する。
- (2) 帰県の上は不平分子の説得に当り、二度と上京して歎願や陳情しないように。

との条件を付けて、金千円を立野に渡した。金千円は立野の上京の旅費や滞在費としては高額である。これは立野を六合会の指導者とみて、指導者を懐柔する目的で支給されたものであろう。しかし立野と六合会の関係は定かでないが、立野の六合会への影響力は弱く、この後六合会の代表者の上京はますます盛になり、歎願や陳情はかえって増加した。このことは、立野へ高額の費用が支払われたことを知った六合会員が、毛利家の全面降伏の前触れであると受取り、運動をさらに激化させたものと考えられる。

この整武隊員による上申書提出の波状攻撃に毛利家が悩まされている時、新しい請願書が提出された。徳山藩の献功隊・山崎隊の隊員から連名で、北辺征討の軍功に対する賞典請願書が提出されたのである。この請願書には、法学士岡崎正也の鑑定書が添付されていた。この鑑定書の結語は、

「毛利家ハ該賞与ヲ自己の領得スベキ権利ナキヲ以テ、当然出軍ノ兵士ニ之ヲ分与スベキノ義務ヲ免レザルモノナ

とあった。このことの意味する意義は大きかった。これまでは脱隊兵の未済の賞典が主として問題となつたのであるが、徳山藩兵の間おうとしたものは、明治二年六月下賜の永世録十萬石の賞典ではなく、同年九月に追加された二萬五千石三カ年の賞典の行方である。太政官布告（其の二）で分るように、この追加賞典は青森・蝦夷地の戦功に対して下賜されたものである。この戦いに参加した隊は、本藩では整武隊であり、支藩からは徳山藩の献功・山崎兩隊の若干名が、整武隊の別動隊として参加したのであった。従つて岡崎鑑定書が仮りに正しいとすれば、整武隊員等は別途に追加分の賞典請求が可能となる。徳山藩兵の請願は、この追加分賞典の分与を本藩毛利家へ請求したものであり、ここで賞典請求問題は新しい局面を迎えることになった。



岡村意見書

このような新しい問題に直面した毛利家では、この問題は後に検討することとし、取急ぎ当面の脱隊関係者に対する救済措置をとることにした。こうして二十七年秋に脱隊兵全員に対し一時救助金三十円を給付し、物故者に対しては、十五円の香華料を遺族に支給した<sup>⑨</sup>。こうして、脱隊兵の賞典に対する不満の鎮静化に努めた。しかし、これらのことは、整武隊員にとっては彼等の運動の正当性を裏付けるものであり、自信を与えますます結束を固めさせることになった。

明治二十九年六月、毛利家では家政協議人筆頭の井上馨が、旧諸隊の長官を召集して協議した。その議題は徳山藩士が賞典請求の訴訟をした場合に備え、どのように対処するかということであった<sup>⑩</sup>。会議の結論は、(1)訴訟に備えて反論の材料となる証拠書類を準備する。

- (2) 山口県出身の弁護士は諸隊方に情を移す恐れがあるため、他県出身の弁護士に依頼する。
  - (3) それには岡村輝彦法学博士が適任であり、早急に鑑定書をつくらせる。
- 右のような三つの結論を出したが、山口県出身の弁護士を嫌悪するところに、毛利家の本事件に関する反県民性がかがわれる。岡村弁護士にはさっそく鑑定書が依頼され、三日後に同氏の意見書が毛利家に届けられた。この結論は、

「戦功ヲ定メ賞スル権ハ山口藩主ニアリ……旧徳山藩士ノ請求ハ全ク相立タサルモノト思考候也」

と述べられ、賞典の分与権は藩主のみに与えられた特権であることを法的に確認したものであった。この後、整武隊員からも賞典分与の請願書が提出されたが、毛利家ではこの岡村意見書により総て却下した。

注 ① 毛利家文庫三賞罰二五番旧諸隊服部俊三外賞典洩下付

願一件。

② 数人で構成され、毛利家の財政その他家政全般に関

し、当主の諮問に応ずる最高顧問集団であった（山口芸

大三坂教授の示唆による）。

③ 史料は①と同じ。内容を要約した。

④ 日清戦争の影響が考えられる。即ち同戦争で戦功のあ

つた者には高額の賞与が国家から支給される。同じく国家に尽したのに、なぜ戊辰戦争参加者は低額かという疑問が一般隊員にも多かつたと考えられる。

⑤ 三十年代に入ると、整武隊関係者が訴訟をおこす。こ

のことから、二十七年時点でも整武隊員が中心であったと考えられる。

⑥ 史料は①と同じ。

⑦ 六合会の結成の期日は不明であるが、明治二十三、四年頃ではないかと考えている。毛利家文庫三賞罰二三番御賞典ニ関スル法律ノ鑑定書。

⑧ 吉田松陰門下生。戊辰戦争時の整武隊司令。のち外交官となりドイツ公使、内務大臣を経て枢密顧問官となる。子爵、明治三十三年没。



- ⑨ 吉田松陰門下生。戊辰戦争時の整武隊総督。のち陸軍中将となり勅選貴族院議員、枢密顧問官となる。子爵、二十五年急死。
- ⑩ 毛利家文庫三賞罰二四番旧整武隊飯田源次外二名ヨリノ歎願書一件。
- ⑪ 毛利家文庫三賞典七番救助金香花料受領証書。
- ⑫ 毛利家文庫三賞典與番脱隊者救助金並香花料支給一件録。
- ⑬ ここでは当面の相手として徳山藩兵を考慮の対象としているが、真の相手が整武隊であったことは勿論である。
- ⑭ 毛利家文庫諸省三賞番整武隊訴訟一件原書類綴込。

#### 四 田中哲夫の訴訟

明治三十年代に入ると、整武隊の脱隊兵を中心とした六合会对毛利家の対立は、これまでに以上に激烈になった。これは、三十一年に民法の全文が公布されたことと関連があると考えられる。この民法の施行は、これまであいまいであった個人の権利を法律で保障した。日本の民法は、ドイツ民法を範としてその概念をとり入れたので、個人の権利保護がフランス民法ほど強くないといわれているが、それでもヨーロッパの近代思想をとり入れ、個人の権利を法的に認めたものであった。

明治三十二年四月、整武隊代理人満村嘉市と同隊員光成悦蔵は、「陳情書」を印刷して毛利家をはじめ、長州出身の政府高官に送付した。同書には同人等が旧整武隊二六三名の代表者であることを明記し、次のことを主張した。

- (1) 明治二年九月、合計七万五千石の賞典が毛利家へ下賜されたが、これは藩主へ与えられたものではなく、青森・函館戦に参加した陸軍有功者へ与えられたものである。
- (2) 同時に下賜された三千石の賞典は海軍に分与されたが、陸軍に対しては何の分与もされないうえ、貧窮の隊員悲号

の声は各村に響音している。

- (3) このことは毛利家が聖旨の普及を阻止する行為に出たことであり、毛利家にとっては千載不朽の痕蹟を遺すことであるため、速かなる賞典分与を請願する。

このような事態に対し、毛利家では家政協議人が討議した結果、「もはや整武隊員との間には和解の余地はない。彼等が訴訟に持ち込むなら受けて立つ」ということを決定した。

この毛利家の態度を知った整武隊代表満村等は、翌三十二年、当時としては斯界の権威といわれた法学博士鳩山和夫と弁護士上原鹿造に依頼して鑑定書を作成した。この鑑定書の大意は、

- (1) 旧藩の制度として、臣下の一武士の功を藩主の功として称美することが通例であった。
- (2) 維新の功として毛利家には永世禄十万石が下賜されており、その上追賞として七万五千石が下賜されているが、追賞分を毛利家に対して下賜されたとみるのは理由が薄弱である。
- (3) 追賞時に同時に下賜された他の賞典類をみると、それには分与の文字があり、毛利家の追賞分には分与の文字はないが、両者の区別なきことは自明である。
- (4) 従って追賞は毛利家に対して下賜されたものではなく、整武隊に下賜されたものであって、同隊員は賞典分与の請求を毛利家に行なうことが出来る。

とあって、整武隊の主張を裏付けるものであった。さっそく、満村等は鳩山・上原両弁護士に毛利家との交渉を依頼した。両弁護士は毛利家を訪れ、整武隊士に賞典分与が行なわれるよう説得を試みた。しかし、話しが賞典に及ぶと、毛利家では「そのことについては何も話すことがない」と談合を拒絶した。毛利家では家政協議人の決議に従って、一切の和解措置をとらなかつたのである。このため、両弁護士は約一カ年近く談合のための努力をしたが、とう

てい見込みがないと判断し、「この上は法廷で争うより外に方法がないが、勝訴の見込みはない」と匙を投げて、この事件から手をひいた。

こうして、両弁護士の斡旋工作は水泡に帰したため、満村等に残された手段は法廷で争う以外にはなかった。だが、裁判ともなれば優能な弁護士と多額の費用が必要となる。しかし、満村等には弁護士料を支払うだけの資金がなかった。どのような手ずるによったかは不明であるが、東京芝公園の竹内平吉弁護士に対して「弁護士料は勝訴した時取得する金額から支払う」という条件で、弁護を引き請させることが出来た。

明治三十四年三月十八日、竹内弁護士の手により「賞典禄引渡請求」の訴状は東京地方裁判所に提出された。原告は整武隊の脱隊兵であった山口町太刀売の田中哲夫であり、被告は公爵毛利元昭であり民事訴訟であった。翌四月、被告毛利家からは答弁書、原告田中からは証拠物の提出があった。六月十一日に双方出頭の上口論弁論が開かれた。原告田中の請求は、

一、米一一一石九斗四升

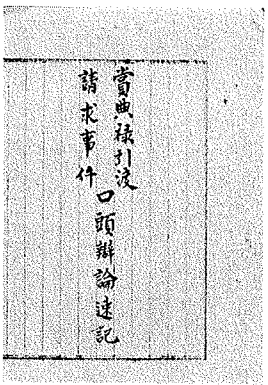
(これは七万五千石を出征兵六七〇人に分配し、原告の引渡しを受ける額。時価にして金千円)

二、金一九〇〇円

(これは明治二年に支給されるべき賞典米が、三十四年まで支給されなかったため、その間年六分の利子の合計)

合計二九〇〇円

という金額であった。この公判の事情は速記録が残されているので、法廷における弁護士の応酬の詳細を知ることが出来る。この公判における証拠書類



東京裁判口頭弁論速記録

は、原告・被告ともに太政官日誌であった。明治二年賞典下賜の布告の解釈をめぐる、原告と被告が激しく言争った。

原告弁護士の主張は次の四点であった。

- (1) 明治二年九月、追加の賞典は藩主名で下賜されているが、「汝有衆」という言葉でも分るように、藩主ではなく出征の将兵に下賜されたものである。
- (2) 永世禄十万石と追禄七万五千石は、分離されるべき性質の賞典である。確かに原告は二人半扶持三十年<sup>②</sup>の賞典を下賜されているが、この賞典は十万石分の分与であって、追禄の七万五千石については給付を受けていない。
- (3) 「羽州ニ在ルノ兵奥羽総督ノ命ヲ蒙リ」とあるように、原告は藩主の権限から離脱して朝廷の直接指揮下に組み込まれ、青森・函館戦を遂行したのであり、追禄は青森・函館戦の戦功者へ下賜されたものである。
- (4) 七万五千石は藩籍奉還後毛利家に下賜されたものであるから、藩主としての権限はそれには及ばないものであって、藩主が受領すべきものではなく出征兵士に分与すべき性質のものである。

これに対し、被告弁護士の主張は次の三点であった。

- (1) 賞典が藩主名で下賜されたからには、如何なる理由があろうともそれは藩主のものである。しかし、臣下の功によって下賜されたものであるから、分配することは望ましいが、分配しなければならぬという義務はない。
- (2) 永世禄十万石と追禄七万五千石は、共に藩主に下賜されたものであり、追禄を整武隊に分与することについては何の規定もない。
- (3) 藩籍奉還後に藩主に与えられたものであっても、藩主と臣下の主従関係は継続しているのであるから、このことについてはそれ以前と何のかわりもない。

というもので、両者の違いは太政官布告の形式をとるかそれともまたその内容を重視するかにあった。さらに、戦功賞としての賞典に対する考えの違いがみられる。原告は戦功をもたらした個々の隊員の働きを重視しているのに、被告の考えは君臣一体であって、主従関係は厳然として存在し、集団の功はその頂点に立つ者の功であるとみた。この双方の論争の中に、近代的な自我の主張と、封建的家父長的な考えとがぶつかりあっているとみるのは私だけではないであらう。

同月二十一日、判決公判があり判決が下されたが、判決理由は次の三点であった。

- (1) 賞典は毛利広封に下賜されたものと認める。
  - (2) 出征兵に対して分与を規定しているとは認められない。
  - (3) 整武隊員は奥羽総督の命により蝦夷地に出兵したとは認められない。
- というもので、判決は「原告の請求を棄却する」と下され、原告の主張を退けて被告の意見を全面的に採用したものであった。竹内弁護士は直ちに控訴院に控訴したが、これらは新聞の知るところとなり、東京の二、三の新聞が大きく報道した。

「毛利家の違勅（果して事実や）」「毛利家の横暴」と見出を付けたこれらの新聞は、疑問符をつけながらも毛利家が七万五千石の賞典を整武隊士に分配しないことを報じた。またこの事件では「違勅」や「横暴」の疑いが毛利家であり、裁判が進行中であるが、「毛利家の倉庫富実殿職」「百万円の不当利得」であるから、正義のためには不正をあばき「三斗の墨汁を傾け尽さずんば休せざるべし」とペンを折らずに書き続けることを宣言したのもあった。この報道をみて激怒したのが毛利家家政協議人筆頭の井上馨であった。独立新聞が記事としては一番大きく、しかも連載で毛利家不正糾弾のキャンペーンを行っていたので、同社に対して井上は福地源一郎（独立新聞社客員）を通じて

圧力を加え、連載を三回で中止させた。

翌三十五年二月四日、控訴院で口頭弁論が開かれ、双方の弁護士が意見の陳述を行なったが、公判内容は初審とかわりはなく、同月十二日に出された判決も一審判決を支持したものであった。

- 注
- ① 我妻栄「民法総則」現代法学全集第一巻による。
  - ② 毛利家文庫諸省臺番整武隊訴訟一件録原書類綴込。
  - ③ 史料的に実証することは困難であるが、毛利家からかなりの金品が贈られたために、両弁護士が手をひいたとみることができる。
  - ④ 賞典は毛利元徳が受領したが死去したので、長男の元昭が家督を相続したので被告となった。
  - ⑤ この賞典は原告が全額受領していない。脱隊騒動に加ったため没収され、実際に受取ったのは明治七年以降の救助米だけである。
  - ⑥ 毛利家文庫諸省臺番整武隊訴訟一件録。
  - ⑦ なぜ独立新聞がこのような記事をのせたかを毛利家で調査している。これによると日の出新聞の記者が独立新聞に満村の記事を持ち込んでいる。史料は②と同じ。

## 五 集団陳情と山根六左衛門の訴訟

田中訴訟（東京裁判）が整武隊の敗訴に終ってから一年半後の明治三十六年七月、防府警察署に整武隊の幹事であった飯田源次が呼び出され、同署の原警部から厳重な説諭が加えられた。その時の問答のあらまは次の通りであった。

問「なぜ連日君達は毛利邸に参邸するのか。君は整武隊でどういう資格か。今後も参邸する予定か。」

答「参邸の理由はわれわれ整武隊員の請求が正しいことに疑いがないからである。田中訴訟は東京において敗訴した。

しかし、多数の隊員はそれを公正な裁判結果だとは思っていない。そのためいまでも賞典請求を毛利家に対し行な

っているが、田中家令は家憲を楯にして回答を拒否する。仕方がないので当主元昭公に面会するため、こうして毎日参邸しているのであって、今後も必要があれば幾十回でも参邸する予定である。私の資格は整武隊の代表者ではなく、毛利家との交渉委員である。」

問「いまの状況を警察からみれば、多数の威嚇で要求を達成しようとしているようだが。」

答「われわれは当主元昭公に面会を申し入れていただけである。十年前に立野貞明が本件につき、毛利家から金千円を受領して、今後一切の苦情の申し立てはしないとの書面を提出したことがあるが、整武隊員は立野に交渉を委任したことはない。」

問「今後このような事態が生ずる時は、集會届と隊員名簿を事前に提出するように。」

答「御諭示を承知した。」

右のことから判明することは、整武隊員が集団陳情したことである。陳情人員が何人であったかは「多数」とあるだけでよく分らないが、約十日間にわたって毎日陳情していることから考えて、数十人以上であったことは推察される。このため、毛利家の要請があったのか警察の自主性かは分らないが、集団陳情の規制に警察がのり出したのであった。整武隊の集団陳情は、当主元昭が防府毛利邸に帰省中であつたので行なわれたのである。この集団陳情を中止させるためには、陳情の目的である「当主との面会」が実現しなければ解決しなかつた。遂に、毛利家では整武隊の代表者一名に限り面会を許可した。

整武隊の代表者は櫛部荒熊であつた。面会日の当日、櫛部は当主元昭の目前で「陳情書」を読み上げた。この陳情書は残存しないので内容は不明であるが、「追祿は整武隊員に分与されるべきものであり、隊員の多くは貧窮にあえいでいる」というものであつたろう。このあと櫛部は「われわれのこの陳情は泣付主義ではなく、理のある請求であ

る。従つて御当家から『家憲に反するので賞典分与ができない』という通り一べんの回答では満足できない」と述べた。しかし田中家令は「毛利家の衆議により、分与すべきでない」と決定した」と従来の主張をくり返しただけであつた。

「このようご回答では、本件が他日世の中の問題となつてもよいか」

「然り」

「どのような手段で以て争つてもよいか」

「然り」

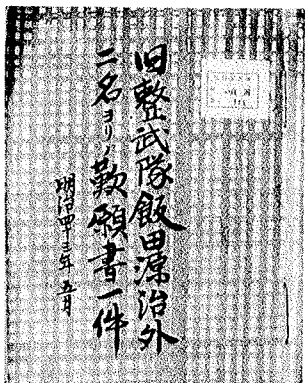
との問答の末、当主面前での交渉は決裂した。「世の中の問題」とは裁判であり新聞であつて、またもや整武隊と毛利家とは手袋を投げ捨てたのであつた。

明治三十七年十一月、本件に関する第二回目の民事訴訟の訴状が山口裁判所に提出された。今回の原告は防府町三田尻の元整武隊脱隊兵の山根六左衛門であり、被告は前回と同じ毛利元昭であつた。原告の弁護士はどのような要請によつたものか分らないが、大阪の宮原末太郎であつた。被告の弁護士は前回の主任弁護士であつた江木衷と、彼の「地元山口の弁護士をぜひ加えたい」との要請が入れられて、山口町の黒部陳平弁護士が加わり、二人で弁護に当ることになつた。

原告の弁護士宮原は、東京公判の経過を検討した結果、東京公判のくりかえしでは敗訴が見込まれる。勝つための手段として、山口裁判では前回にみられなかつた二つの新しい方法を用いた。その一つは山口で政談演説会を開催し、毛利家の不正を糾弾することによつて世論を喚起し、原告に同情的な体制をつくることであつた。いま一つは、法廷戦術として多くの証人をたて、原告に有利な証言をひき出すことであつた。

同年十二月二日、山口町中河原永楽座で弁護士宮原の政談演説会は開催された。当時の防長新聞の報道によると、六時に開会予定であったが、聴集が少ないため八時に延びて開かれたけれど、「僅かに九十余名」の参会者であった。聴集の中には元整武隊員の姿はなく、市中の商人が多かったという。演題は「人を殺すの剣は閃々たり人を活すの剣は何にかある」というもので、宮原が「なぜ今回の訴訟をしなければならなかったか」という理由を述べたものであった。聴集の少なかったことは、宮原にとって予想外のことではなかったかと思われる。

翌十二月三日、第一回口頭弁論が始まったが、この公判の冒頭に宮原弁護士は証人喚問の請求を行ない、判事がこれを許可したので、当日は口頭弁論は行なわれなまま閉廷した。今回の裁判における原告の請求は、前回と違って賞典利子の請求を行なわなかったため、「玄米一一一石九斗四升の換算額一五〇〇円十六銭を支払え」というものであった。第二回公判は翌三十八年三月十四日に開廷されたが、東京公判と異なり裁判の速記録が残されていないため、応答の詳細は分らない。しかし、断片的な記録から推察するに、証人として出廷した四人の証人の証言がくい違い、宮原が期待していた効果はなかったようである。



外次源飯田隊整  
一件願歎書ヨリ二名

同年四月一日に判決公判があったが、前回の東京裁判と同様に、原告の要求を棄却したものであった。判決内容もほぼ同様であった。宮原弁護士はさっそく広島控訴院に控訴したが、口頭弁論の末、十月五日に下された控訴審判決も、一審の判決をそのまま認めたものであった。こうして、整武隊の第二回目山口裁判の結果も、整武隊の敗訴となった。

明治四十二年、整武隊員飯田源次外二名から、毛利家に宛て最後の嘆願書が提出されている。これには、これまでの整武隊の賞典請求運動をふり

かえりながら、これらはすべて整武隊員の真意ではなかったと否定した上で、しかしながらいかなる名目でもよいから、賞典分与を実現してほしいと懇願したものであった。歎願書の最後に「某等終身懇願シテ止マザルノ方針」と述べ、死ぬまで請求し続けることを宣言している。明治四十二年といえ、戊辰戦争から数えても四十年の歳月が流れている。維新当時二十歳の青年であっても、歎願者はすでに六十歳以上の老人である。この老人達の怨念の発露ともいべきものが、この四十二年の歎願書であった。しかし、整武隊員の歎願もこれが最後であった。

- 注 ① 毛利家文庫三賞罰二四番旧整武隊飯田源次外二名ヨリ 歎願書一件。
- ② この櫛部荒熊は整武隊員ではなかったと考えられる。
- ③ 毛利家文庫三賞罰二〇番山根六左衛門ニ係ル訴訟書類。
- ④ 宮原は櫛部などから依頼された時、地元では整武隊に同情的であって、この政談会が毛利家糾弾の総決起大会になると考えていたのであろう。
- ⑤ 証人は原川魁輔、飯田源次、立野明貞、木原禧一の四名であった。史料は③と同じ。

## おわりに

この整武隊訴訟事件は、これまでみて来たように、事件の発生から約四十年間にわたる非常に長い係争事件である。しかしこの事件は、整武隊員と毛利家が、「賞典という私有財産の所有をめぐる、訴訟事件にまで発展したもの」というように皮相的にとらえてはならないと考える。確かに係争の対象は賞典禄であるが、この賞典は政治上の所産である。従って、この事件はすぐれて政治的な問題であり、整武隊が争った相手は一個人の毛利家ではなく、毛利家を支え励した明治政府であったとみることができ、整武隊員は、自分達の身の上にかかった不公平と差別を追

究して行くうちに、華族制度という明治政府のもつ絶対主義的な機構と闘うこととなり、国家権力によって敗退させられたのであった。

山口裁判において、山根六右衛門の請求した分与額は一五六七円余であったが、この裁判の勝訴の報酬として、毛利家が江木弁護士に支払った額は旅費をこめて二五〇〇円であった。勝者と敗者の財力の差をまざまざとみせつけられる思いがするのは、私だけでないだろう。この敗者であり弱者であった整武隊士に、東京裁判の竹内弁護士とい、山口裁判の宮原弁護士のような有能な弁護士がなぜ援助したのであろうか。

これまで、山口県は自由民権運動は一件もおこらず、民権運動不毛の地とみられていたし、私自身もそう考えていた。しかし、この整武隊訴訟のような事件が、民権運動と何のかわりもなく発展するものであろうか。私の研究不足で先にあげた整武隊事件の両弁護士の履歴をよく知らない。しかし、両弁護士や整武隊の代表者をいま一步追究すれば、この解答が出てくると確信している。このことについては他日を期したいが、本事件が山口県の民権運動と深いつながりがあることは、断言できるであろう。

#### 整武隊訴訟事件年表

明治一年 一月戊辰戦争がはじまる。

二年 六月毛利元徳へ十萬石（永世）賞典下賜。

六月版籍奉還が許され、毛利元徳を山口藩知事に任命。

九月毛利元徳へ二萬五千石（三カ年）賞典下賜。

十一月脱隊騒動がおこる。一二月百姓一揆がおこる。

三年 二月脱隊騒動が鎮圧され、首謀者が処刑される。

十一月山口萩明倫館の学制を改め中学と称し中学規則を交付する。

四年 脱隊兵に帰農を命じ救助米を支給す（古救助米）。

七月廃藩置県。十一月これまでの四県が山口県に統合される。

七年 脱隊兵（最後まで帰順しなかった者）に救助米を支

給す（新救助米）。

九年 八月家録・賞典録を廃止し金禄公債証書発行条例を定める。

七年 脱隊兵による嘆願運動（賞典支給）がはじまる。

三年 三隅善之助の嘆願書が毛利家だけでなく、政府高官に提出される。

二年 十二月朝野新聞に「毛利家に係る賞典請求事件」が報道される。

三年 三月民法のうち相続・贈与など一部が公布される。

二年 一六合会が組織化され、陳情運動がはげしくなる。

また徳山兵問題がおこる。江木鑑定書、松岡鑑定書（毛利家依頼）ができる。岡崎鑑定書（徳山藩士依頼）ができる。

三年 七月民法全部が施行される。

二年 四月整武隊代理人満村嘉市が「陳情書」を印刷して多方面に配布する。

五月鳩山・上原鑑定書（整武隊依頼）ができる。

三年 六月高木・宮田鑑定書（毛利家依頼）ができる。

四年 三月田中哲夫が賞典支給の訴訟を起す（東京公判）。

六月口頭弁論、判決公判があり、田中は敗訴す。

七月控訴状ヲ提出、十一月欠席判決、十二月故障申立、三十五年二月控訴弁論、同月判決公判にて田中敗訴す。

九月独立新聞などに「毛利家の遺勅」として大きく報道される。

三年 七月毛利家に対し（防府毛利邸）飯田源次などの陳情団が押しかける。榎部が当主に直訴するが、請求は拒絶される。

七年 十一月山根六右衛門が賞典支給の訴訟を起す（山口公判）。

十二月山口中河原劇場にて政談演説会を開く。

十二月口頭弁論、三十八年三月十四日第二回口頭弁論三十八年四月判決公判山根敗訴す。

六年 五月広島控訴院へ控訴、六月欠席判決―再審申請、九月再審、十月判決 地裁と同様。

三年 五月飯田源次ほか二名から最後の嘆願書が提出される。